

移動等円滑化取組計画書

2021年 6月 30日

住 所 千葉県市川市塩浜2-17-4

事業者名 京成トランジットバス株式会社

代表者名 代表取締役社長 藤本 剛弘

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

(1) 旅客施設及び車両等の整備に関する事項

・当社が保有する一般乗合バス車両においては、2020年度末時点のノンステップ導入率は、90%に至っている。2022年度までにノンステップバスへ代替予定であったが、コロナ禍における収支状況悪化に伴い、計画を一部見直しせざるを得ない状況となっている。また、2006年度よりノンステップ車への代替を行っているため、老朽化した車両もあり、ノンステップ車自体の代替も検討する必要がある。

(2) 旅客支援、情報提供、教育訓練に関する事項

①ハード面での整備を効果的に機能させるためには、ソフト面でのバリアフリーが不可欠であるとの考えから、2020年度より、国土交通省が定める「交通事業者向け接遇研修プログラム」の内容を踏まえた「心のバリアフリー」に関する座学研修を乗務員に対して順次実施する。

②高齢者、障がい者等と現場で直接的に接する機会が多い乗務員などから現状や課題を聞く機会を定例で設ける。

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
ノンステップバス	・今年度の導入(3両)を次年度に見送る。

- ② 旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
路線バスにおける適切な役務提供	⑤における研修を実施することで、車内バリアフリー設備を用いて適切に役務の提供を行う体制を継続する。

- ③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
人員配置の工夫	・高速バス（市川駅・富浜・行徳駅～羽田空港線）において、富浜発「5:15/7:50」、行徳駅「5:22/7:57」の利用者が多い時間帯に係員を配置し、旅客支援にも対応できる体制を継続する。

- ④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
ノンステップバス配車状況の提供	・利用者よりノンステップバスの配車状況の照会があった際は、速やかにご案内すると共に、事前にご連絡があった際には、ご利用日時に合わせて可能な限りノンステップバスの配車を実施する。

- ⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
乗務員の技術向上	・乗務員を対象とした、高齢者、障がい者の方の乗降支援に関する研修（座学・実技）を今後も定期的実施する。

- ⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての旅客施設及び車両等の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
路線バス利用方法の提供	路線バス利用方法を動画形式にて作成し、自社ホームページや自治会向けに発信する。（2022年度～2023年度計画）

III 移動等円滑化の促進のためIIと併せて講ずべき措置

- ・6路線（コミュニティバス1路線・高速バス1路線含む）が通過する市川市交通バリアフリー基本構想における協議会に当社も参加し、今後も必要な協力を行う。
- ・当社が管理する停留所上屋の整備や時刻表の改良等は、市川市交通バリアフリー基本構想に基づく公共交通特定事業として実施する。
- ・ホームページや電話等で寄せられる利用者のご意見を社内で共有すると共に、取組の改善に活用する。
- ・職員のバリアフリーに対する理解度を深めるため、社内の次年度以降の教育訓練等の方針策定の検討材料とする。
- ・本社の運輸課をバリアフリーの主管課として、移動円滑化の促進を検討していく。

IV 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設及び車両等又は対策	変更内容	理由
ノンステップバスの導入	今年度予定していた3両の導入を見送る。	コロナ禍による収支状況の悪化

V 計画書の公表方法

当社ホームページにて公表する。

VI その他計画に関連する事項

—

注1 IVには、IIについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。

2 Vには、本計画書の公表方法（インターネットの利用等）について記入すること。

3 VIには、IIの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。